



平成19年7月17日

各市町教育委員会教育長様  
( 広島市を除く )

広島県教育委員会教育長  
( 指導第三課 )

「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」について(通知)

このことについて、別紙(写)のとおり、文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課長及び文部科学省初等中等教育局児童生徒課長から事務連絡がありました。ついては、改正内容を踏まえ、適切な措置を講じて、児童虐待の防止等が図られるよう教職員をはじめとする関係者に周知してください。

担当 生徒指導係  
電話 082-513-5043  
( 担当者 寺岡 )